

集落支援員の概要

その地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ・知見を有した人材が、市から委嘱を受け、市職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する制度

令和元年10月末現在、全国で **専任**の「集落支援員」設置人数 1,772人 / 自治会長などとの **兼任**の「集落支援員」設置人数 3,320人

○総務省の地方自治体に対する「**財政措置**」⇒ 支援員一人あたり **395** 万円 / 他の業務との兼任の場合一人当たり **40** 万円 を上限

※ 対象経費・・・支援員の設置に要する経費、集落点検の実施に要する経費、集落での話し合いの実施に要する経費

※ 対象範囲・・・過疎地域に所在する集落や高齢者比率が一定以上の集落といった **特定の集落に限定していない**

設置する際の流れ（及び注意事項）

○市の委嘱により「集落支援員」を設置

○市職員などと連携し「目配り」として、地域の巡回・状況把握等を行う

- ※注意事項
- ① 集落支援員は、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実に行之、その**結果を市と共有**する
 - ② 地方自治体は、集落支援員の果たすべき役割・職務内容等を委嘱状や**設置要項等で明確化**すること
 - ③ 委嘱に当たり、**最低限必要な報告内容・手段・回数**を定めておき、市と十分に連携を図ること
 - ④ 集落支援員は、**地域の実情に詳しい人材**を活用することが望ましい（地域の実情に応じて地域外の活用も可能）

役割① 集落点検の実施

○市職員と協力し、住民と集落点検を実施

※点検項目の例：①人口・世帯数の動向、②通院・買い物・共同作業の状況、③地域資源・地域外の人との交流、Uターン、他集落との連携の状況等

役割② 集落のあり方についての話し合い

○住民同士、住民と市の間で集落の現状や課題、あるべき姿等の話し合いを促進（「集落点検」の結果を活用）

○話し合いに当たり、実施時期・参加者等の検討や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

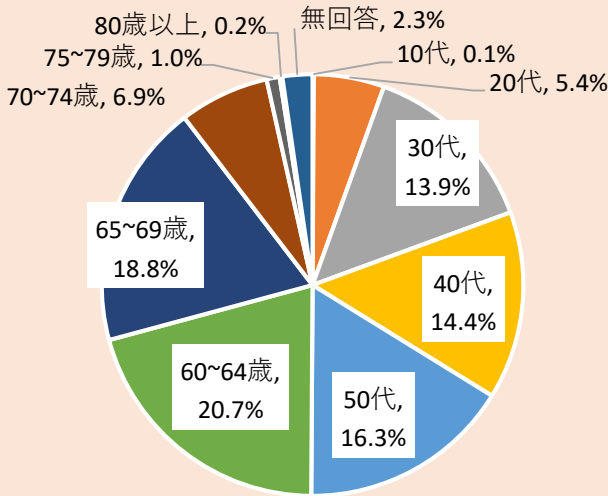
役割③ 必要と認められる施策を積極的に実施

例) ① 地域交通の確保、② 移住・交流の促進、③ 特産品を生かした地域おこし、④ 農村漁村教育交流、⑤ 高齢者の見守り
⑥ 伝統文化の継承、⑦ 集落の自主活動を支援、⑧ 地域運営組織の事務局等 **点検・話し合いを通じて必要な施策を実施**

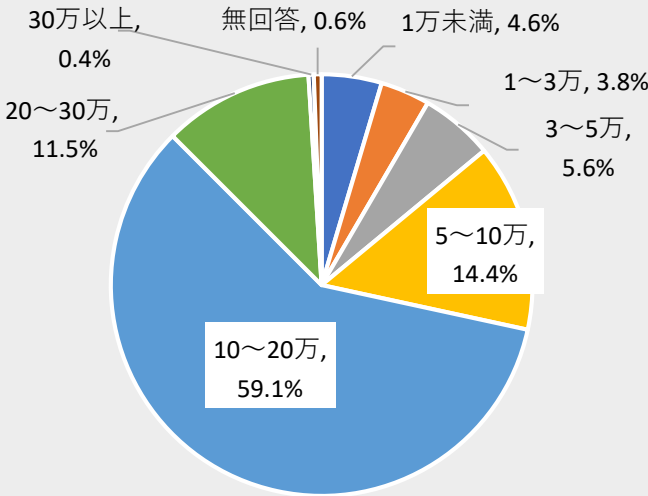
集落支援員に関するデータ

(参照:令和2年4月 総務省)

【専任の集落支援員数】 (全国)



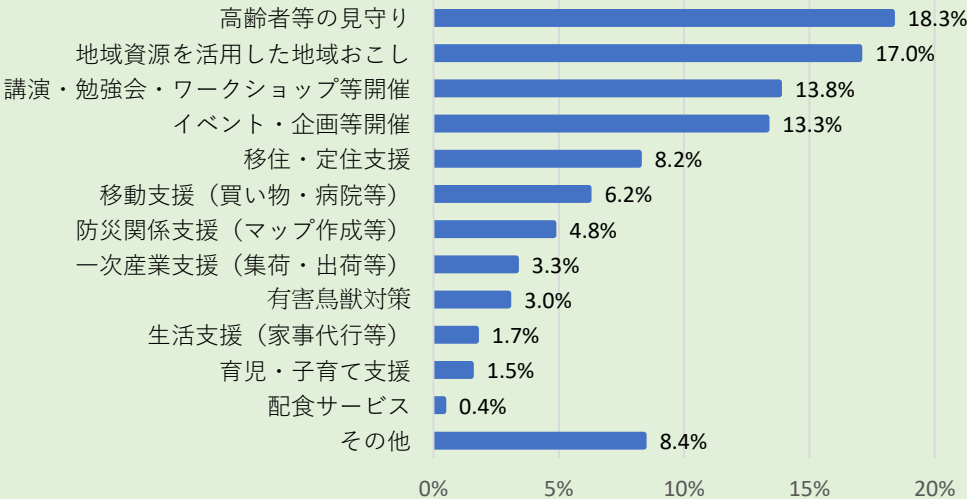
【専任支援員の月額報酬】 (全国)



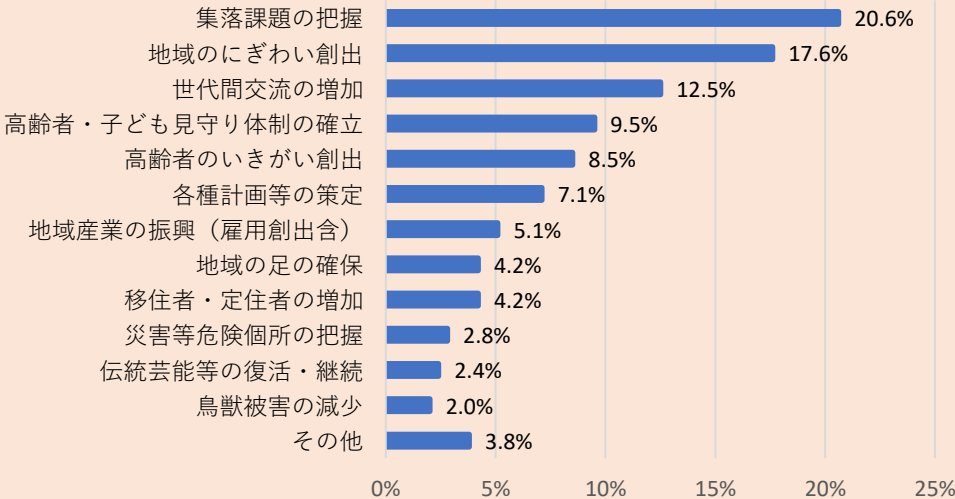
【集落支援員の活躍先】 (道内)

配置人数 (計50人)	東川町	12	積丹町	1
	ニセコ町	6	愛別町	1
	白糠町	6	南富良野町	1
	白老町	5	和寒町	1
	北竜町	3	下川町	1
	厚真町	3	美深町	1
	占冠村	2	音威子府町	1
	深川市	1	遠別町	1
	乙部町	1	幌延町	1
	蘭越町	1	むかわ町	1

【集落支援員の具体的な活動内容】 (全国)



【集落支援員活動の成果】 (全国)



集落支援員 活動事例

広島県神石高原町

導入のきっかけ

集落の消滅が危惧されるため、早急な対策を講ずる必要性があった。

支援員の経歴

旧町村単位の地域事情に詳しく気の利く地元の人材

活動内容

- ・各世帯の状況聞き取り（高齢者等）
- ・集落機能（神社祭り、草刈、レク活動等）の調査 など

成果

- ・耕作放棄地や山野草の地域資源化
- ・高齢者の生きがいにつながった（声かけにより）



新潟県妙高市

導入のきっかけ

コミュニティの低下、安全・安心に住み続けることが困難になってきた。

支援員の経歴

社会福祉士を「地域支援専門員」として配置

活動内容

- ・各機関が連携する「地域の支え合いネットワーク」の構築
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り など

成果

- ・地域住民の連帯意識の高まり
- ・地域の伝統的な行事や風習の価値の再認識（外部ボラ連携）



熊本県甲佐町

導入のきっかけ

元々（S44から）農家の後継者不足、地域力低下という課題があり支援員を設置していた。

支援員の経歴

人望が厚く、地域に明るい方（地区からの推薦者など）

活動内容

- ・集落点検や地域での話し合い
- ・道路交通網、生活関連施設の整備などの生活環境改善 など

成果

- ・地域と行政の距離が近くなった
- ・地域住民の生活の利便性向上（集落点検による各種整備）



ニセコ町

導入のきっかけ

高齢化による集落の持続、天候不順で農被害が増加し、営農面での支援の声が挙がった。

支援員の経歴

農業改良普及員資格を持つ町職員OB

活動内容

- ・集落の維持や活性化対策の推進
- ・営農指導、経営指導、就農支援 など

成果

- ・集落再編準備委員会の支援による集落の合併
- ・地域農業の活性化 など



集落支援員・地域おこし協力隊 の違い

	集落支援員	地域おこし協力隊
求める人材	地域の実情に詳しい内部人材	3大都市圏など都市部の外部人材
活動期間	制限（上限）なし	3年を上限とする
活動内容	集落の点検や状況把握が基礎的活動	地域に居住しての幅広い地域協力活動
共通：地域課題の解決・地域おこし活動		
兼務・副業	他の役割との兼務が可能	活動に支障のない範囲で副業を認めることがある
求められる成果	点検等を踏まえた必要な施策の実施	活動地域への定住・定着

集落支援員・地域おこし協力隊 活動人数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	延人数
地域おこし協力隊	89	257	413	617	978	1,511	2,625	3,978	4,830	5,359	5,349	26,006
集落支援員	3,949	4,100	4,297	4,199	4,505	4,708	4,090	4,434	4,515	4,888	5,061	48,746
(内、専業集落支援員)	449	500	597	694	741	858	994	1,158	1,195	1,391	1,741	10,318
(内、兼業集落支援員)	3,500	3,600	3,700	3,505	3,764	3,850	3,096	3,276	3,320	3,497	3,320	38,428